

議案第42号

鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年5月19日提出

鹿屋市長 中西 茂

専決第6号

鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鹿屋市国民健康保険税条例（平成18年鹿屋市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第4項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第30条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第5項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿屋市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（専決処分の理由）

地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるので、専決処分するものである。